

第4 一般財団法人 群馬県森林・緑整備基金

担当部局：環境森林部

1. 法人の概要

(1) 基本情報

法人の名称	一般財団法人 群馬県森林・緑整備基金
所在地	群馬県前橋市大友町一丁目18番7号
設立年月日	平成2年7月10日
代表者名	代表理事 山口栄一
資本金	580,000千円
県の出資割合	100%
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ 森林の育成・整備に関する事業・ 林業労働力の安定的確保に関する事業・ 緑化推進に関する事業・ 森林の造成・整備に関する調査・測量・設計等の受託事業・ 森林及び林業の活性化に関する事業・ 分収方式による造林又は育林の促進に関する事業・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 沿革

昭和52年、大口の水利用者である東京電力（株）より森林造成のための寄附を受け、これを基に県と企業局が応分の負担を行い「森林造成基金」を設置し、この基金から生ずる運用益を県単独造林補助事業の財源の一部に充当して森林造成を推進してきた。

平成2年7月10日、社会情勢の変化から森林の育成整備等を一層積極的に推進するためには幅広い事業を行う必要があることから、森林造成基金を廃止し、「財団法人群馬県森林・緑整備基金」を設立し、事務所を県庁内に置いた。

平成10年3月26日、群馬県知事から「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく、「林業労働力確保支援センター」の指定を受け、平成10年度から、林業労働者の雇用改善、新規就業者の確保対策等の業務を開始した。これに伴い、平成10年4月1日に事務所を北群馬郡榛東村（群馬県林業試験場内）に移転した。

平成20年4月1日、県の公社事業団改革の中で、林業公社との事務局統合を行うこととなり、林業公社が事務所を置く現在地（前橋市大友町）に移転した。

林業公社の民事再生手続きの中で、平成23年8月1日に治山・林道等の調査設計部門を、また平成25年9月20日には分収林事業を、さらに、同年10月1日には森林管理事業を林業公社から譲り受け、これら事業に携わっていた職員も基金が再雇用して事業を引き継いだ。これを以て、林業公社と基金の組織、事業の再編は完了し

た。

なお、当基金は平成25年3月18日に群馬県知事から一般財団法人の移行認可を受け、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行している。

このほか、平成25年10月1日に群馬県知事から森林整備法人に認定を受け、また、平成26年3月27日には、分収林事業及び森林管理事業を公益目的事業とする公益目的支出計画の変更認可を受けている。

(3) 基金設置の目的

森林や緑に包まれた潤いのある郷土群馬を築くために、森林の整備及びこれを支える林業労働力の確保並びに緑化の推進を行うことにより、森林及び林業の活性化を図り、もって県民福祉の向上に寄与することを目的としている。(定款第3条)

(4) 事業の概要

基金の設置目的を達成するため、次の事業を実施している。

①森林の育成・整備に関する事業

健全な森林を造成し、優良苗木(確認苗木)の安定的な供給体制を図るため、山行苗木生産者の生産実績に対し奨励金を支給する事業。

また、森林所有者個人では整備を行い難い森林については、市町村長の斡旋を受けるなどして基金が森林の施業を受託し、森林の造成・保育を行う事業。

②林業労働力の安定的確保に関する事業

林業への新規参入を促進及び定着を促進するため、新規就業者に対して支度金や住宅手当支援等の助成を行う事業。

③緑化推進に関する事業

森林や緑の大切さ、適切な整備・保全の必要性を広く県民にアピールするため、県植樹祭や巨木を語ろう全国フォーラム等の開催を支援するほか、情報発信、普及・啓発、広報活動等を行う事業。

④森林の造成・整備に関する調査・測量・設計等の受託事業

県、市町村等からの委託を受け、治山、林道、森林整備の調査・測量・設計業務を行う。

⑤森林及び林業の活性化に関する事業

森林・林業の活性化を図るために、資源としての間伐材の有効利用と森林施業の効率化を推進するための事業であり、具体的には次の事業を行っている。施業の団地化と高密路網、高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの推進・定着を図るため。施業集約化団地内で使用する高性能林業機械のレンタル経費に対して助成している。

⑥分収方式による造林又は育林の促進に関する事業

群馬県林業公社から譲渡を受けた分収林の管理運営について、森林整備事業執行規程及び分収林の管理・経営方針に基づき、森林の適正な維持管理と効

率的合理的な事業運営を行う。

特に、林業公社の民事再生の中で保育事業が十分に実施できなかった森林については、補助事業等を活用して積極的・計画的に整備を進めるとともに、利用間伐対象森林については、基金が実施主体となって林業作業道を開設し、高密路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な間伐を推進して収入の確保を図る。

⑦森林公園の管理に関する事業

県立森林公園「さくらの里」について、平成26年度から5年間の指定管理者に選定されたことから、「さくらの里」の施設管理、運営に必要な事業を実施する。

(5) 基本財産 580,000 千円
 (内訳) 投資有価証券 580,000 千円

(注記) 旧基金では、基本財産は寄附行為において定めていたが、一般財団法人に移行後は法令上の効力を持たなくなるため、定款の定めにより、平成25年6月開催の評議員会で、この法人の事業を行うために不可欠な財産として基本財産を定めた。

なお、旧基金から引き継いだ公益目的財産額は、1,582,606 千円、平成25年度末の正味財産合計は、1,568,429 千円となっている。

(6) 人員構成

区分		一般	プロパー	県現職	県OB	計
役員	理事長				1	1
	副理事長	1 (1)				1 (1)
	常務理事				1	1
	理事	1 (1)			2 (2)	3 (3)
	監事	1 (1)		1 (1)		2 (2)
職員	事務局長				(常務理事兼)	
	技術主監		1			1
	一般職員		15			15
	再雇用職員		1			1
	嘱託・臨時	1			1	2
合計		4 (3)	17	1 (1)	5 (2)	27 (6)

※ () 内の数字は非常勤者数で、内数

2. 財務状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
流動資産	69,196	85,060	221,784	注 1
固定資産	1,584,789	1,600,138	2,206,290	注 2
流動負債	24,609	21,305	117,221	注 3
固定負債	111,229	124,832	742,423	注 4
正味財産	1,518,146	1,539,061	1,568,429	

備考 資産・負債の主な内訳（平成 25 年度決算）

○注 1 流動資産 普通預金 115,486 千円、未収金 93,988 千円、仮払金 12,310 千円

○注 2 固定資産 投資有価証券（基本財産）580,000千円、

退職給付引当資産（特定資産）202,775千円

分収森林（その他固定資産）516,971千円

投資有価証券（その他固定資産）901,687千円

○注 3 流動負債 未払金101,984千円、仮受金11,000千円

○注 4 固定負債 県長期借入金539,647千円、退職給付引当金202,775千円

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
経常収益	154,252	181,042	333,769	注 1
経常費用	129,534	160,127	321,250	注 2
当期経常増減額	24,718	20,914	29,177	
経常外収益	※ 1 944,831	0	82,389	注 3
経常外費用	※ 2 106,531	0	82,198	注 4
当期一般正味財産増減額	863,018	20,914	29,368	

※ 1 特例民法法人から一般財団法人へ移行準備のために、県の出捐金以外（835,949 千円）を、指定正味財産から一般正味財産へ振り替えた額及び調査設計部門の事業譲渡に伴う退職給付引当資産受入額（106,531 千円）。

※ 2 調査設計部門の事業譲渡に伴う退職給付引当金繰入額（106,531 千円）

備考 収益・費用の主な内訳（平成 25 年度決算）

○注 1 経常収益

受託事業収益204,004千円、受取国庫補助金51,361千円、

受取地方公共団体補助金50,467千円

○注2 経常費用

事業費263,938千円、森林保全管理事業費39,037千円、管理費18,273千円

○注3 経常外収益

退職給付引当資産受入 82,198 千円（分収林部門）

○注4 経常外費用

退職給付引当金繰入 82,198 千円（分収林部門）

（3）群馬県の出資法人への関与状況

・公的支援（フロー）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
補助金（助成金）	9,012	12,679	101,829	注 1
利子補給	—	—	—	—
税の減免	—	—	—	—
その他（貸付金）	—	—	—	—
合計	9,012	12,679	101,829	—
（参考）委託料	124,318	148,519	204,004	注 2

備考 注1 県からの補助事業及び補助金の内訳（平成 25 年度決算）

○森林整備担い手対策事業

林業技術向上研修補助 50千円、緑の雇用現場技能者育成対策事業補助4,890千円、群馬県森林整備担い手対策事業補助金交付要綱

○森林整備機械化推進事業

高性能林業機械借用補助 4,000千円、林業担い手育成確保対策事業補助金交付要綱

○林業労働力確保支援センター活動推進事業

林業労働力確保支援センターの活動、及び県補助事業の執行必要な事務費、人件費補助 2,490千円、群馬県林業労働力確保支援センター活動事業補助金交付要綱

○造林補助事業 人工造林及び保育に対する補助 51,361千円 群馬県民有林造林事業補助金交付要綱

○分収林保全管理事業

分収林に係る巡視、森林国営保険料等の事業費補助 39,037千円 群馬県森林・緑整備基金分収林保全管理事業補助金交付要綱

備考 注2 委託料の内訳（平成 25 年度決算）

○治山・林道調査設計委託 200,750千円（うち県 171,770千円）

※競争入札により受託

・公的支援（ストック）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
損失補償契約に係る債務残高	—	—	—	—
貸付金残高	—	—	539,647	注 1
出資金	580,000	580,000	580,000	
合計	580,000	580,000	1,119,647	

備考 注 1 貸付金の内容（平成 25 年度決算）

群馬県林業公社から分収林を取得するための資金の借り入れ

借入先：群馬県 無利子、返済期間 10 年一括償

【事業活動】

3. 「分収森林」勘定の評価の定期的・適時な見直しと台帳の整備

群馬県林業公社からの「分収森林」勘定の引き継ぎにあたって、個別のかつ詳細な評価を実施しているが、このような事例は少なく、画期的な取り組みである。

このような評価作業及び会計処理は、財務健全性の維持のためには今後も必要であり、林業公社会計基準が求めている減損処理に限定することなく、適時な評価替えが望まれるところである。

また、限られた経営資源のなかで効率的な事業運営に努めるために、群馬県森林・緑整備基金は、平成 26 年 3 月に「分収林の管理・経営方針」を策定して次のような森林区分と施業方針を設定しており、森林の現況や施業方針などの実態に即した評価も必要である。

<森林区分と施業指針>（抜粋・要約）

森林区分	施業指針
不成績造林地	<ul style="list-style-type: none"> 原則として森林には手を加えない。 針広混交林・広葉樹林へ誘導する。 災害発生の危険性等がある森林は、別途復旧方法を検討する。
条件不利森林	<ul style="list-style-type: none"> 疎仕立てで管理し、豊かな下層植生の導入に配慮しつつ、針広混交林・広葉樹林へ誘導する。 優勢木・将来木を残した強度間伐を行う。
経営対象森林 （優良林）	<ul style="list-style-type: none"> 疎仕立てで管理し、下層植生豊かな人工林へ誘導する。 施業の効率性を重視した優勢木・将来木を残した強度間伐を行う。 最終間伐後の立木密度の設定、枝打ちの想定。 分収方法に応じた施業方法の設定。

【意見 36】

ゼロ評価ではなくても少額評価のものも前提条件の変動（木材の下落等）に対する許容度に余裕がないため、将来費用の回収に関する不確実性が高いと想定されることから、同様に追加的な資産計上は、より保守的に回収可能金額（想定される将来費用等）の範囲内に止めるべきである。

また、原木の市況単価や補助金収入など、基礎となる前提が大きく変動した場合には、適時な評価替えや分収林契約の解約における譲渡金額の決定のためには、合理的かつ正確な配賦による台帳の整備（分収林の個別評価の継続的な算定）が必要である。

例えば、ゼロ評価のものは原則として将来施業は予定しておらず、将来費用の回収可能性も低いため、追加的な作業（費用）が発生した場合には、資産計上を行わず全額費用処理（償却処理）する。また、少額評価のものについては、実際の追加作業に関して想定外の将来費用等が発生した場合、評価性の引当金を設定することが考えられる。

ゼロ評価、少額評価の分収林に対する公益的機能の観点から追加作業に関しては、県の予算措置が必要となることも想定される。

4. 分収林契約の解約の促進

森林整備（分収林契約）は単に木材生産を目的としたものでなく、水源の涵養や災害防止といった公益的な目的に資するものであり、利益の有無など経済性のみで、その是非を問うべきものではない。しかしながら、昭和 55 年をピークとした木材価格の下落を主な要因として、分収林契約の採算性は当初想定よりも大きく低下し、利息負担を有する借入金に基づく分収林事業制度は継続が困難な状況に陥った。このような経営環境の悪化により、群馬県林業公社の清算（民事再生）、事業の整理・縮小という結果となったところである。

分収林契約は土地所有者との間の契約であり、一方的に解約することはできない。

また、解約に当っては、土地所有者による分収権の買い取りを原則的な解約条件としていることから、土地所有者の資金力も必要となっている。

群馬県林業公社の清算に当っては、合わせて分収林契約を解約することを原則としていたが、上記等の理由により解約できない分収林契約が残存し、群馬県森林・緑整備基金が引き継いでいるものである。

【意見 37】

解約ができずに引き継いだ分収林契約は、必ずしもその全件が今後とも継続すべき案件ではなく、立地条件が悪いものや道路網の整備が進んでいないものなど、採算性が極めて悪いため継続が困難なものなども含まれている。

また、分収林契約が解約できなかった理由には、土地所有者の合意や資金力の他に、時間的な制約に起因するもの（移転登記の未済み等）もあり、解約の促進は今後も時間をかけて取り組むべき課題となっている。

土地所有者による分収権の買い取りが、解約のひとつの障害（経済的な障害）となっているが、分収林契約は超長期的な契約であり、将来に関する負担を可能な限り減らすためには、短期的な損得に囚われない長期的な視点と判断が重要である。

したがって、解約の促進を図るためには、受入評価額がゼロ評価のものを積極的に解約すべきである。

なお、群馬県森林・緑整備基金は県とは別の独立した法人であるが、解約の促進のためには県の予算措置が必要となることも想定される。

5. 森林・緑整備基金事業の利用状況

群馬県森林・緑整備基金の事業目的は、定款第3条において、「森林や緑に含まれた潤いのある郷土群馬を築くために、森林の整備及びこれを支える林業労働力の確保並びに緑化の推進を行うとともに、造林又は育林に関する事業及び分収方式による造林又は育林の促進を行うとともに、森林と林業の活性化を図り、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする。」と定められている。

群馬県森林・緑整備基金の実施する事業のうち、「森林・緑整備基金事業」は、上記の定款の目的に従い森林の育成整備、林業労働者の安定的確保、緑化推進、森林・林業の活性化を図るための各種助成事業を行っており、平成26年度は以下の事業を実施することとしている。

区分	事業種目	事業主体	補助の概要
森林の育成・整備に関する事業	山林用優良苗木生産推進事業	群馬県山種苗緑化協同組合	優良苗木の円滑供給体制を確立するために要する経費の補助
林業労働力の安定確保に関する事業	新規就労者支援事業	認定事業体及び一定条件を満たす事業主	新規就労者に対して用意する作業服、作業用具等の購入に要する経費、新規就労者の住宅手当の支給、移転料の負担に関する補助
	蜂刺アレルギー一症対策事業	林業事業主	蜂に刺されないための安全対策としての防止用具の整備に要する経費の補助
	高機能安全装置導入促進事業	林業事業主	林業従事者の労働災害防止のため、安全性の高い装具の配布に要する経費の補助
	資格取得促進事業	認定事業体及び一定条件を満たす事業主	林業現場における施工管理者と高性能林業機械等のオペレーターの養成や林業従事者の基礎的な資格取得に要する経費の補助
緑化推進に関する事業	緑化推進事業	公益社団法人群馬県緑化推進委員会	緑豊かな郷土群馬を築くため緑化思想啓発及び環境緑化事業に要する経費の補助
森林及び林業の活性化に関する事業	施業集約化支援事業	林業事業主	隣接する所有者の異なる林地を団地化し、そこでの施業に使用する高性能林業機械のリースに要する経費の補助
	林業技能競技会	主催者	林業技能競技会の開催に要する経費の補助

現在実施している事業は、過去において群馬県森林・緑整備基金に対し林業事業主等から要望があったもののうち、国や県において実施していない、いわば隙間的な事業を群馬県森林・緑整備基金が実施する事業として取り上げたものであるが、要望が少ない事業や利用頻度が少ない事業については、事業の継続の是非について検討を行い、廃止や隔年実施など事業内容や実施方法の見直しを行っている。

森林・緑整備基金事業における平成22年度から平成25年度までの個別の事業の利用状況は以下のとおりとなっており、予算に対して利用実績が下回っている事業が多くなっている。

(単位：千円、件)

事業名	平成23年度			平成24年度			平成25年度			備考
	予算	実績額	件数	予算	実績額	件数	予算	実績額	件数	
森林の育成整備に関する事業										
(1)山林用優良苗木生産推進事業	980	980	12	980	980	11	980	980	11	
(2)森林整備モデル事業	300	56	1	300	75	1	300	96	1	26年度 廃止
林業労働力の安定的確保に関する事業										
(1)支度金	800	194	2	400	429	3	560	195	1	
(2)住宅手当支援	800	880	4	1,000	622	4	840	462	4	
(3)蜂刺アレルギー対策事業	600	611	13	500	356	9	500	278	8	
(4)安全器具導入促進事業	800	792	9	1,000	1,197	17	1,000	905	16	
(5)資格取得促進事業	700	625	10	800	113	4	800	205	8	
(6)林業体験の開催	930			440	324	1	440	226	1	26年度 廃止
緑化推進に関する事業										
(1)緑化推進事業	1,500	1,500	1	1,500	1,500	1	1,500	1,500	1	
(2)ヒートアイランド対策緑化事業	1,200	328	1	600	0	0	300	0	0	26年度 廃止
森林・林業の活性化に関する事業										
(1)施業集約化支援事業	2,500	2,487	7	1,000	775	3	2,000	730	4	
(2)間伐材高度利活用支援事業	6,390	6,390	1	500	0	0	600	600	1	
その他の事業										
(1)林業技能競技会の開催等	1,600	909	1							
合計	19,100	15,752		9,020	6,371		9,820	6,177		

※寄附金、予備費、前期繰越金、特定預金計上額は含まない

このように事業の利用率が低い状況は、前述した群馬県森林・緑整備基金の設立目的を果たす観点から、また、群馬県森林・緑整備基金の財産を当該設立目的に対して有効に利用するという観点から望ましいものではなく、より事業の利用を高めるための対応が必要であると考えられる。

利用率が低い要因としては、林業への新規従事者が減少傾向にあるという我が国全体における要因もあるが、群馬県森林・緑整備基金に特有の状況として以下の事項が挙げられる。

① 類似の制度の存在

国や県において、群馬県森林・緑整備基金が実施している助成と類似の事業を実施しており、事業者が補助率の有利さなどから、国の制度を選択するケースがある。例えば、林野庁が実施している「緑の雇用」事業において実施される研修において林業従事者に必要な資格取得が可能であるため、群馬県森林・緑整備基金が行っている資格取得促進事業における補助制度を利用しないケースもあるとのことである。

② 事業者の申請手続事務

林業事業者は小規模な事業者が多く、専任の事務職員がいないケースも多いため、補助金の申請事務を行う煩雑さから、補助の利用が可能にもかかわらず、補助金の申請を行わないケースがあるとのことである。これについては、事業者から申請手続等に関する問い合わせがあれば、群馬県森林・緑整備基金から説明などの対応をして補助の利用を促しているが、特に問い合わせがない場合には、群馬県森林・緑整備基金から対応を行うことはできず、結果として利用されない可能性がある。

事業の利用率を高める方策としては、当年度において、群馬県森林・緑整備基金の補助事業の利用を促すべく、群馬県森林・緑整備基金のホームページを見直したほか、平成25年度から年に1回林業事業主を訪問し、群馬県森林・緑整備基金の補助事業のPRを行うなど、群馬県森林・緑整備基金として対策は取ってきている。また、群馬県森林・緑整備基金（労働力確保支援センター）が林業事業主に対して実施している林業事業体雇用管理セミナーにおいて、群馬県森林・緑整備基金の事業も含めた群馬県全体の林業従事者対策を県の林業振興課で作成された体系図を示して林業事業主に説明している。

ただ、上記の①への対応としては、例えば、類似の事業を行っている他事業体と共同して助成制度の全体像を整理し一覧にした資料を作成し、それをインターネット上のホームページに掲載するなどして情報提供を行い、他の事業体の類似の事業との比較で、群馬県森林・緑整備基金の制度の特色をPRするなど、より群馬県森林・緑整備基金の助成制度のアピールを強化する施策の導入が検討されるべきである。

現状、国や県あるいは群馬県森林・緑整備基金が実施している助成制度については、現状は各助成事業体から個別に案内がされているが、各事業体が実施している類似の制

度を適用条件等の相違を明確にしたうえで一覧的に情報提供するような方法は林業事業主の利便性向上にも資するものと考えられる。

また、上記の要因の②については、群馬県の森林組合連合会が主催する経理関連セミナーに林業事業主の経理担当者等が出席した際に、群馬県森林・緑整備基金から事業主に申請手続について説明するという対応が考えられるとのことであるが、現状は特段実施していない。群馬県森林・緑整備基金では、平成 26 年度に事業の廃止、又は拡充を行ったほか、平成 27 年度には抜本的な事業の見直しを行う予定で、現在、林業事業体を対象に林業労働力関係事業に関するアンケート調査を実施中と聞く。補助事業の利用率を高め、林業従事者の雇用を促進するため、事業の内容、申請手続等に関する情報提供、普及・PR 等についても、是非とも実施を検討していただきたいところである。

【意見 38】

森林・緑整備基金事業について、当該事業の中を事業ごとにみると、実績が予算を下回っている事業が見られ、また、全体としても予算を実績が下回っており、事業として実施している補助制度の利用率が低い状況となっている。

この要因としては、国や県などの他の事業体が類似の補助制度を実施しているため、そちらの制度を利用しているということや、林業事業者が申請手続事務を煩雑と考えて本来利用できる制度を利用していないということがあるということである。

群馬県森林・緑整備基金としては、現状、群馬県森林・緑整備基金のホームページや事業者訪問を実施して PR に努めているが、より特色のある事業を模索し、例えば、国や県などの他の事業体が実施する制度と合わせて助成制度の一覧を作成提供し、他の制度との差別化要素を PR するなど、より一層効果的な PR の方策が検討されるべきと考える。

また、申請手続等に関する事業主への情報提供については、事業主が一同に会する群馬県森林組合連合会が主催するセミナーなどにおいて、群馬県森林・緑整備基金の補助内容や申請手続を説明する機会を設けるなど、より一層、事業主へ補助制度や申請手続の認知を促す方策が検討されるべきであると考えられる。

6. 経営計画とモニタリング

群馬県森林・緑整備基金においては、現状、年度開始前に当該事業年度の事業計画を策定し、年度の活動方針と事業ごとの予算額を定めているが、この事業計画の基礎となる中長期計画は作成されていない。したがって、各年度の事業計画の内容について、中長期的な活動目標との関連付けができない状況となっている。

群馬県森林・緑整備基金の事業は国や県が行う森林整備や林業支援等の事業と一体的に運用される性質のものが多く、国や県の施策次第で群馬県森林・緑整備基金の実施事業の内容も多分に変わってくることから、群馬県森林・緑整備基金の中長期的な計画を策定することにあまり意味はないとの意見もある。

また、中長期の計画といえるものとしては、公益事業について一般財団法人化に伴い県知事に提出してモニタリングを受ける公益目的支出計画があり、分収林事業等の森林整備事業については、森林法に基づき県知事に提出する森林経営計画がある。

ただ、これらの計画は法令に基づいて作成が義務付けられているものであり、計画の作成やモニタリングについては法令や国の政策の枠組みに照らして整合的か否かという観点で実施されるものである。

群馬県森林・緑整備基金は一般財団法人として独立した組織であり、今後も継続的かつ安定的に運営されることが求められる以上、「森林と林業の活性化を図り、もって県民福祉の向上に寄与する」という群馬県森林・緑整備基金の設立目的を果たす観点から、中長期的な当基金のあり方やそれに従った活動内容について明確な目標を定め、その目標に向けた具体的な行動計画を策定する必要があると考える。

中長期計画を策定した上で、それを各事業年度の事業計画に落とし込み、毎年度の事業計画の達成状況を確認し、必要な改善の方策を検討することにより、今後の活動の改善につなげていくことが望ましい。

【意見 39】

現状では、公益事業や分収林事業について、法令等に基づき個別の中長期計画が策定されているが、群馬県森林・緑整備基金全般に係る中長期的な観点からの事業計画は策定されていない。しかしながら、群馬県森林・緑整備基金は一般財団法人として独立し、独自の活動をしている組織である以上、継続的かつ安定的な事業活動が求められることから、将来の中長期的な基金の活動目標を定め、それを各年度の事業計画に落とし込んだ上で、達成状況をモニタリングしていくことが求められるものと考えられる。

【組織】

7. 理事の構成

群馬県森林・緑整備基金は平成 25 年度をもって一般財団法人に移行しており、群馬県森林・緑整備基金の機関としては法の定めに従い、群馬県森林・緑整備基金の業務を執行する機関として理事及び理事会、また、理事の業務執行を監督し、かつ基金の重要な意思決定を行う機関として評議員及び評議員会が置かれている。

評議員は平成 26 年 6 月 27 日現在で 8 名おり、そのうち現職の県の職員が 1 名、それ以外は県職員及び OB はおらず、外部の林業関係者等で構成されている。一方、理事会は同日現在 6 名で、そのうち現職の県職員はいないが、県の OB が 4 名となっている。(常勤役員である理事長及び常務理事はともに県の OB である。)

理事会の構成について、上記のように県 OB 比率が高いのは、群馬県森林・緑整備基金が行う森林・緑整備等の事業が県の種々の政策と密接に関連しており、県と一体として運営される性質であるという要因がある。また、群馬県森林・緑整備基金の事業に関連する知見を有する理事としての適任者が他におらず、結果として県の OB 比率が高くなっているという状況もある。

また、現状の理事会の構成員は、群馬県の環境森林部の OB や地域の森林組合の OB など林業関係者で占められている。

しかしながら、群馬県森林・緑整備基金は独立した財団としての自立経営が求められるところであり、群馬県森林・緑整備基金が今後継続して安定的な経営を行っていくためには、事業の運営に従来にない新たな知恵や発想も必要となると考えられ、また群馬県森林・緑整備基金の経営の透明性を図る観点からも、群馬県 OB や林業関係者に限らず、より人材を広く登用するなど理事会の運営体制のあり方を検討することが望まれる。

【意見 40】

現状、理事会の構成員としては 6 名中 4 名が群馬県の OB であり、また、理事全員が林業関係者で占められているが、新たな知恵や発想を取り入れ、基金経営を安定的に維持する観点から、また群馬県森林・緑整備基金の経営の透明性を図る観点から、群馬県 OB や林業関係者に限らず、外部の人材を広く登用するなど運営体制のあり方が検討されることが望まれる。

8. 評議員会欠席者の対応

平成 25 年度中は林業公社からの事業受入等の重要な意思決定事項があったこともあり、理事会は 5 回、評議員会は 4 回開催され、比較的開催頻度は高かった。そのことから日程の都合ですべての評議員会に出席できない評議員がおり、平成 25 年度については、第 1 回から 3 回までに欠席した評議員に対して議案書及び議事録の写しを送付しており、また第 1 回から 3 回までの評議員会を連続して欠席した特定の評議員委員に対して、その後理事長が議案書を持参し説明を行っている。

評議員会を欠席した評議員に対する決議内容の説明や報告については、群馬県森林・緑整備基金の定款や規程上に特にルールが定められてはいないが、群馬県森林・緑整備基金としては、特に 25 年度は重要な決議事項が多かったことから、欠席評議員に対して報告、説明を行ったとのことである。

この報告説明は、開催された評議員会の後に数回の評議員会をまとめて実施されているが、評議員に対し基金の経営に係る重要事項について適時適切に情報提供を行うことにより知見のある評議員から群馬県森林・緑整備基金の経営に資する意見を入手することができるものと考えられ、また、一方で評議員に適時に情報提供し適切な対応を取っていただくことにより、評議員が自身の責任を全うすることができるものと考えられることから、説明のタイミングとしては、複数の評議員会の報告、説明をまとめて実施するのではなく、各評議員会の開催前か、開催後速やかに行うべきであると考えられる。

【意見 41】

平成 25 年度については重要な意思決定があったこともあり、評議員会を欠席した評議員に対して、事後的に、また数回の評議員会の報告をまとめて行っているが、知見のある評議員から群馬県森林・緑整備基金の経営に資する見解を入手する観点から、また、評議員に評議員としての職務を全うしていただく観点から、欠席した評議員に対しては評議員会の開催前か、開催後速やかに報告、説明を行う必要があると考える。

【人事】

9. 旅費に関する支出

群馬県森林・緑整備基金の旅費規程第 2 条には、「基金が支給する旅費は、鉄道賃、バス・タクシーの運賃、航空賃、船賃、レンタカー代金、私有自動車の運行経費、旅費雑費、宿泊料並びに負担金とする。」と規定されている。しかし、この規程には、宿泊料に関する具体的な定めがない。

また、第 6 条には「この規程に定めるもののほか、旅費支給に関し必要な事項は、理事長がこれを定める。」と定められているが、他の規程の中には理事長による宿泊料に関する具体的な定めはない。

宿泊を伴う出張は、学会・研修会等で平成 25 年では 5 件であったが、平成 25 年 5 月に 3 泊 4 日で静岡の研修に参加した職員に対して、宿泊料が 1 日当たり 11,800 円の定額で支給されている。この金額は、群馬県職員等の旅費に関する条例 第 20 条 「別表第一の定額による」を参考にして、群馬県職員の場合と同額の 11,800 円の定額制にしたとのことであり、当該宿泊料の支給に当たっては、決議書では、事務局長の決裁がなされている。

宿泊料について詳細が定められていない場合、例えば平成 25 年 5 月の事例では、県の規程に準じた 11,800 円の定額を支給しているが、他の事例では実費精算にすることも考えられ、職員間で不公平が生じる可能性がある。(但し、現状では、同一の業務内

容では、支給基準を実費精算とする事例はなく、職員間の不公平は生じていない。）

よって、宿泊料について、実態に即して県の規程に準ずると明確に規定するか、又は基金独自の具体的な規程を設ける必要がある。

（注）これに対し基金では、宿泊を伴う職員の出張は、平成 23～25 年度の 3 年間で 15 件、うち県職員と同様が 67%を占める。このため、平成 26 年 11 月 18 日現在、県の規程に準ずることを明記した「一般財団法人群馬県森林・緑整備基金旅費支給要領（案）」を策定中である。

【意見 42】

平成 25 年 5 月に 3 泊 4 日で静岡の研修に参加した職員に対して、宿泊料が 1 日当たり 11,800 円の定額で支給されている。この金額は、群馬県職員等の旅費に関する条例第 20 条 「別表第一の定額による」を参考にして、群馬県職員の場合と同額の 11,800 円の定額制にしたとのことであり、決議書により事務局長の決裁がなされている。

しかし、群馬県森林・緑整備基金の旅費規程には、宿泊料についての定めがなく、また、同規程第 6 条には「この規程に定めるもののほか、旅費支給に関し必要な事項は、理事長がこれを定める。」と定められているが、現状では、理事長との協議の上で事務処理を行っており、明文化されていない。このため、明文化する必要がある。

10. 県OB職員の採用過程の明確化

群馬県を退職したいわゆるOB職員は、その豊富な行政経験を求められ、各外郭団体において再雇用されることがある。一方で、県OB職員の外郭団体への再就職は、団体の自立性、手続の透明性、公平性等、多くの課題があり、県OB職員を採用する際にはそのような課題に留意することが必要であると考ええる。

群馬県森林・緑整備基金では、平成 24 年 3 月 31 日をもって群馬県からの派遣職員が引き上げになることになったため、この派遣職員に代わり新公益法人制度に移行する事務を担当する職員として、群馬県の退職職員（嘱託期間 1 年で週 4 日、28 時間勤務の非常勤嘱託）を採用した。

採用の際に群馬県森林・緑整備基金が入手した情報としては、履歴書のみであり、当該履歴書には、職歴として昭和 45 年 4 月 1 日群馬県庁採用（〇〇部〇〇課）、平成 24 年 3 月 31 日群馬県庁退職予定（〇〇事務所）の 2 行の記載があるのみであった。

業務の内容は、定年を迎えた群馬県職員であれば過去の県職員としての経験から容易に実施できるものであることから、採用者の情報が十分でなくても、業務における特段の支障はない。

しかしながら、県職員の外郭団体への再就職においては、退職者の知識や経験等を地域社会に還元し有効に活用するという意味がある一方で、採用に関しては手続の透明性や公平性を十分に確保することが求められていることに留意しなければならない。採用者の詳細な情報を入手し、選考過程を明確にしておくことにより、その人材を採用した

理由及び採用の判断の客観性・公平性を明確にすることができる。

したがって、採用の理由及び採用の判断の客観性・公平性を確保したことを明確にするために、履歴書等採用者の詳細な情報を入手するべきであると考え。

【意見 43】

群馬県森林・緑整備基金では、平成24年3月31日をもって群馬県からの派遣職員が引き上げになることになったため、この派遣職員に代わり新公益法人制度に移行する事務を担当する職員として群馬県OBを採用した。

採用の際に群馬県森林・緑整備基金が入手した情報としては、履歴書のみであり、当該履歴書には、職歴として昭和45年4月1日群馬県庁採用（〇〇部〇〇課）、平成24年3月31日群馬県庁退職予定（〇〇事務所）の2行の記載があるのみであった。

業務の内容は、定年を迎えた群馬県職員であれば過去の県職員としての経験から容易に実施できるものであることから、採用者の情報が十分でなくても、業務における特段の支障はない。

しかしながら、県職員の外郭団体への再就職においては、退職者の知識や経験等を地域社会に還元し有効に活用するという意味がある一方で、採用に関しては手続の透明性や公平性を十分に確保することが求められていることに留意しなければならない。採用者の詳細な情報を入手し、選考過程を明確にしておくことにより、その人材を採用した理由及び採用の判断の客観性・公平性を明確にすることができる。

したがって、採用の理由及び採用の判断の客観性・公平性を確保したことを明確にするために、履歴書等採用者の詳細な情報を入手するべきであると考え。

【資金運用】

11. ペイオフ対策の必要性

預金保険制度について

「預金保険制度」は、万が一金融機関が破たんした場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としている。

預金保険の対象金融機関は、下記の金融機関である。

- ・ 銀行（日本国内にあるもの）
- ・ 信用金庫
- ・ 信金中央金庫
- ・ 信用組合
- ・ 全国信用協同組合連合会
- ・ 労働金庫
- ・ 労働金庫連合会
- ・ 株式会社ゆうちょ銀行

預金等の保護の範囲は決済性預金（全額保護）、一般預金（合算して元本 10,000 千円までとその利息）、であり、外貨預金等は預金保護の対象外である。

ペイオフとは、狭い意味では、万が一金融機関が破たんした場合に、預金者に保険金を預金保険機構から直接支払う方式のことであり、広い意味では、平成 8 年 6 月から講じられてきた預金等全額保護の特例措置が終了することを、「ペイオフ解禁」と呼ぶこともある。

上記のように銀行等に預けた一般預金について保護されるのは、合算して元本 10,000 千円とその利息までとなっている。

群馬県森林・緑整備基金は、平成 26 年 3 月 31 日現在において 115,486,247 円の普通預金を保有しており、当該預金を県内のある銀行の普通預金として全額預けているが、ペイオフ対策はされていない。

預けてある銀行は信用リスクも低く倒産の可能性も低いことから、全額普通預金に変更しているとのことであった。

ペイオフ解禁となっているため銀行の一般預金について合算して元本 10,000 千円とその利息までしが保護されないため、銀行が破たんした場合には、それ以上の預金ที่ไม่払いとなる。

【意見 44】

ペイオフ対策を実施していないと不払いとなるリスクがあるが、一方で預け入れる金額により利率が変更になる。

よって、金融機関の信用リスクと預入利率の双方を考慮し、必要があれば複数の銀行に預金を分散するなり、決済用預金に変更するなりのペイオフ対策を行うべきであると考え。また、適切なペイオフ対策が行えるよう「預金は決済性預金に限る。」等のペイオフ対策の基準を定めるべきであると考え。

12. 資金運用規程の見直し

群馬県森林・緑整備基金では、平成 26 年 3 月 31 日現在スウェーデン輸出信用銀行が発行しているユーロ円債を 50,000 千円保有している。

当該債券は、利率が豪ドルと円の為替比率によって 0%から 3.5%まで変動するデリバティブを有している。ただし元本が毀損するリスクを有するデリバティブは含まれていない。このようなデリバティブが組み込まれている債券は、「仕組債」と呼ばれる。これは、市場の利回りが低い時に高利回りの商品を求めて購入したものである。

現状の群馬県森林・緑整備基金の資金運用規程には、下記の記載がある。

資金運用規程

第5条 運用対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 預金・貯金
- (2) 国債、政府保証債、地方債
- (3) 特別な法律により法人の発行する債券（公社・公財団）
- (4) 事業債（劣後債・基金債を含む）
- (5) 円建て外債
- (6) その他理事会・評議会が特に認めた債券

第6条 資金運用にあたっては、流動性・安全性及び収益性を考慮した効率的な組み合わせと分散投資に努めるものとする。なお、前(5)の円建外債については、債権総額の30%を超えて取得することはできない。

「仕組債」は、デリバティブの内容によっては、債権元本を毀損するリスクを有するものもある。

群馬県森林・緑整備基金では、元本を毀損するリスクを有する仕組債は購入しない方針であるが、現状の資金運用規程の中には明記されていない。群馬県森林・緑整備基金としては、現状資金運用規程の中には運用対象として円建て外債の記載があり、その中に元本毀損のリスクを含むデリバティブが組み込まれた仕組債は購入しないとする方針が含まれているとする考え方である。

資金運用規程は、群馬県森林・緑整備基金が具体的にどのような内容の債券を運用するかを記載したものであり、理事会で決定され、その運用は資金運用委員会に委任される。

よって、資金運用規程の中に具体的な記載がないと理事会の意に反した資金運用が資金運用委員会において行われるリスクがある。現状、仕組債に関する明確な記載がないため、規程上は元本を毀損するようなデリバティブを含む仕組債の購入等様々な仕組債の購入も可能となっている。

【意見 45】

群馬県森林・緑整備基金においては、元本を毀損するデリバティブを含む仕組債の購入を行う方針はないことから、当該方針に合わせてその旨を資金運用規程の中に明確に記載するべきであると考えます。

また、資金運用規程には、「債券の格付けは、少なくとも1社以上からBBB格以上の格付けを取得しているものとする。」の記載があるが、BBB格の債券についても購入する方針ではないことから、資金運用規程のうち上記記載についても合わせて見直すべきであると考えます。

13. 資金繰り表の作成

現状、事業ごとに各担当者がそれぞれの形式で月次の資金繰り表を作成し、資金管理を行っている。群馬県森林・緑整備基金全体としての資金管理は、余剰資金を有する調査設計事業の資金管理を行うことにより実施している。

調査設計事業の資金管理を行うことにより把握された余剰資金を資金不足となっている他の事業へ貸し付けることにより、群馬県森林・緑整備基金全体としての資金管理を行っている。ただし、群馬県森林・緑整備基金全体としての資金管理の一定の形式は現状ない。

【意見 46】

全体的な資金管理は行っているが、事業ごとに担当者がそれぞれの形式で資金繰り表を作成しており、一定の様式がない。

また、群馬県森林・緑整備基金全体の資金管理の様式がないため、余剰資金の把握がしづらい状況であり、資金の効果的な活用が行われない懸念がある。

一定の様式に基づいて各事業での資金繰り表を作成するだけでなく、群馬県森林・緑整備基金全体の資金繰り表を作成し、どの事業で資金があまり、どの事業で足りないかを把握し、余剰資金が出るようであれば運用を行えるような効果的な資金管理を行うことができる仕組みを構築すべきである。

14. 退職給付引当資産の運用

平成26年3月31日現在において、職員の退職金に備えた資産202,775千円を普通預金で保有している。

一方、将来5年間で定年退職する職員の退職金合計（会社都合）は、下記のとおりである。

（単位：千円）

定年退職する時期	会社都合退職金合計
2年以内	40,828
3年以内	19,344
4年以内	34,820
5年以内	54,705
合計	149,680

【意見 47】

平成26年3月末現在において、今後5年間で定年退職をする職員の退職金が会社都合要支給額で149,680千円であるのに対して、職員の退職に備えた資金は202,775千円である。

よって、今後の5年間の退職金の支払いで算定した場合には、50,000千円ほどの余裕資金がある。

平成26年3月末現在、群馬県森林・緑整備基金では、職員の退職に備えた資金202,775千円を全額普通預金で保有しており、利率は0.02%と低金利となっている。当面使用見込みのない資金については、国債等の債券で運用する等の検討を行うべきである。なお、平成26年10月29日発行の5年物国債の利回りは、0.123%である。

【会計】

15. 「分収森林」勘定に関する当期経常増減額の振替処理

「分収森林」勘定については、分収森林事業に関する経常費用から経常収益を控除した残余の費用金額（当期経常増減額）を「分収森林」勘定に振り替える（資産計上する）会計処理が行われている。これは林業公社会計基準（全国森林整備協会策定）に準拠したものである。

しかしながら、分収造林（分収森林）事業は木材の販売による資金回収を前提としているが、木材価格の長期低迷・下落傾向に伴う採算性の悪化、補助金への依存、金利負担、生育リスク、長期事業であるが故の不確実性の高さなど、多くの問題点とリスクを有している。

これらの問題点及びリスクは潜在的なものではなく、実際上も群馬県林業公社の清算と多額の損失の発生という事態を招いているところでもある。

群馬県森林・緑整備基金は、「林業公社の二の舞にならない。轍は踏まない」を主眼に、平成26年3月に「分収林の管理・経営方針」を策定し、費用の縮減、収入の確保、会計経理区分の見直しに取り組んでいる。

分収林に関する会計処理については、より保守的な会計思想を持つ必要があり、将来負担を増加させる、あるいは結果として損失発生の先送りとなる可能性のある資産計上に関しては、林業公社会計基準の範囲内においてその計上額を極力少なくする会計方針を採用すべきである。

【意見 48】

「分収森林」勘定に関しては、価格下落や生育不良等のリスク並びに超長期に起因する変動性などリスクを数多く有することから、資産価値の毀損の可能性を極力軽減するために、その資産計上に関してはより保守的な会計方針を採用すべきである。なお、より保守的な会計方針としては以下の方法が考えられる。

- ✓ 分収林事業へ配賦される管理費の範囲を見直すなど、間接費の認識を必要最低限にする方法
- ✓ 経常費用の中身を見直して、解約に係る経費など森林整備への寄与度合いが低い費用や臨時的な費用を積極的に識別して、経常外費用の認識を増やす方法

16. 停止条件付き解約契約に関わる「分収森林」勘定の評価

群馬県森林・緑整備基金は、群馬県林業公社との事業譲渡契約に基づいて、以下の分収林契約の解約契約に関わる権利義務を引き継いでいる。

- ✓ 契約内容：分収林契約の解除、造林木の共有持分の譲渡
- ✓ 契約日：平成 25 年 3 月
- ✓ 譲渡対価：共有持分の評価額に消費税を加えた金額
- ✓ 消費税相当額：消費税の税率が平成 26 年 4 月以降は 5%から 8%にアップされているが、消費税相当額は契約当時の税率（5%）によって算定され、固定された金額として契約されている。
- ✓ 譲渡対価の支払い方法：平成 25 年 5 月から平成 29 年 5 月までの分割払い
- ✓ 付帯条件：契約締結後も譲渡対価の完済が行われるまでは、分収林契約及び地上権は存続し、完済をもって分収林契約の終了と地上権が消滅する（造林木の共有持分の譲渡が成立する）。

なお、消費税上の課税貨物（造林木の共有持分）の移動時期は、譲渡対価の完済を条件とした契約の終了と地上権の消滅する時点として認識しており、中間金の受入時においても仮払消費税を認識していない。

当該解約契約に関わる分収林契約は、譲渡代金の完済までは存続することから、他の分収林契約とともに群馬県林業公社から引き継いでおり、共有持分の評価額（解約契約における「共有持分の評価額」と同額）にて「分収森林」勘定として貸借対照表に計上されている。

しかしながら、譲渡対価の消費税相当額は契約上 5%で固定されているのに対して、税率改正により 8%となっているため（8%相当額の納税義務が生じるため）、実際上の「分収森林」勘定の帳簿価額の回収金額は、結果として消費税の 3%の上昇分だけ少なくなってしまう。

したがって、当該契約に関する「分収森林」勘定は、消費税率の上昇分だけ回収価値が毀損していると言える。

なお、支払不履行等が発生した場合には、解約契約は解除されて分収林契約が継続することとなるが（毀損の可能性が不確実となるが）、相手先の状況から判断して、そのような事態になる見込みは低いと考えられる。

また、譲渡金額が固定されていることから、今後、発生する森林の保育費等も群馬県森林・緑整備基金が負担することとなる。現在、完済までの間において間伐等の作業は想定しておらず、追加的な経費は発生しない見込みであるが、想定に反して追加的な作業（経費）が発生、あるいは発生する見込みとなった場合には、消費税の上昇分と同様に資産が毀損することとなるので、当該経費の資産計上は行わず、費用処理すべきである。

<解説図>

	譲渡対価の金額（消費税込み）	
解約契約上の金額	共有持分の評価額	消費税相当額 (5%相当額)
実際上の金額	帳簿価額の回収額	消費税相当額 (譲渡時の税率：8%)
帳簿価額	「分収森林」勘定	毀損

【指摘事項 10】

平成 25 年 3 月に締結された、旧税率を前提として譲渡対価が固定されている分収林の解約契約（譲渡代金の分割払いと完済後における持分譲渡の完了）に伴って、将来、森林・緑整備基金が負担することとなる消費税のアップ分（532,256 円）は、減損処理に準じて回収可能金額まで減額し、差額を費用処理すべきである。

当該費用は既存の分収森林の整備には寄与せず、また臨時性もあるため減損処理に準じて経常外費用として処理すべきである。

なお、解約譲渡対価に含まれていない森林の保育費等が追加的に発生した場合、あるいは消費税率が現行 8%から 10%に引き上げられた場合の消費税のアップ分（354,838 円）に関しても、同様に処理すべきである。

17. ゼロ評価で受け入れた「分収森林」勘定

群馬県林業公社から引き継いだ「分収森林」勘定の受入時の評価金額の算定は以下のようになっている。

なお、公社評価額がマイナス（赤字評価）のものについては、評価金額をゼロとして受け入れている。

- A. 原木の販売収入
- B. 伐出経費
- C. 土地所有者への分収交付金（(A-B) × 分収割合）
- D. 将来費用

公社評価額 = A - B - C - D ⇒ さらに年利 1.66%にて現在価値に割戻計算している

なお、将来費用は、今後、主伐可能になるまでに必要と想定される森林整備事業費、作業道等施設整備費、管理費等の将来支出から、その間に受け取れると想定される補助金収入及び間伐収入を控除して算出されている。

【指摘事項 11】

「分収森林」勘定は、群馬県林業公社から受け入れた際に、原木の販売収入等の将来収益から伐採経費や森林整備事業費等の将来費用を差し引いて評価されている。

なお、将来収益よりも将来費用が上回るものは、評価額をゼロとして受け入れている。「分収森林」勘定はリスクや不確実性を数多く有することから、その資産計上に関してはより保守的な会計方針を採用すべきである。

したがって、評価金額ゼロで受け入れた「分収森林」勘定は赤字評価のものであり、将来費用については回収の見込みが低いため、追加的な資産計上（当期経常増減額の振替処理）はすべきではない。

18. 内部取引の相殺消去の未処理

貸借対照表上の「未収金」「未払金」及び「仮払金」「仮受金」の各残高には、各事業間取引の内部貸借取引高が含まれているが、内部取引消去が行われていない。内部貸借取引は、主に各会計区分が負担すべき人件費等や運転資金などの資金振替であるが、各部門での金銭の精算が決算期末後に行われるため、このような残高が生じている。

具体的には、「未収金」勘定においては、実施事業会計での未収金残高 10,175,398 円のうち 5,379,830 円が他会計区分への振替額であり、その他会計事業での未収金残高 77,362,411 円のうち 34,272,020 円が他会計区分への振替額、法人会計での未収金残高 6,450,199 円のうち他会計区分への振替額は 2,584,432 円である。

同様に「未払金」勘定においては、実施事業会計での未払金残高 16,590,340 円のうち他会計区分への振替額は 7,129,313 円であり、その他会計事業での未払金残高 69,946,040 円のうち他会計区分への振替額は 17,104,779 円、法人会計での未払金残高 15,448,067 円のうち他会計区分への振替額は 15,417,758 円である。

なお、他会計区分には、実施事業どうし、あるいはその他会計事業どうしの内部振替分も含む。

また、「仮払金」勘定においては、その他会計事業での仮払金残高 12,310,000 円のうち、11,000,000 円が他会計区分への振替であり、「仮受金」勘定と相殺消去すべきものである。

貸借対照表内訳表（平成26年3月31日現在）

（単位：円）

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
.
(2) その他流動資産					
未収金	10,175,398	77,362,411	6,450,199	0	93,988,008
仮払金	0	12,310,000	0	0	12,310,000
その他の流動資産合計	10,175,398	89,672,411	6,450,199	0	106,298,008
II 負債の部					
1. 流動負債					
.
(2) その他流動負債					
未払金	16,590,340	69,946,040	15,448,067	0	101,984,447
仮受金	0	11,000,000	0	0	11,000,000
.

貸借対照表内訳表（平成26年3月31日現在）（内部取引消去後）

（単位：円）

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
.
(2) その他流動資産					
未収金	10,175,398	77,362,411	6,450,199	39,651,850	54,336,158
仮払金	0	12,310,000	0	11,000,000	1,310,000
その他の流動資産合計	10,175,398	89,672,411	6,450,199	50,651,850	55,646,158
II 負債の部					
1. 流動負債					
.
(2) その他流動負債					
未払金	16,590,340	69,946,040	15,448,067	39,651,850	62,332,597
仮受金	0	11,000,000	0	11,000,000	0
.

【指摘事項 12】

公益会計基準注解2によると、「(中略) . . . 会計区分を有する場合には、会計区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。」とある。とくに未収金勘定及び未払金勘定においては、それぞれの貸借対照表金額の約4割が内部貸借取引で占められており、金額的な重要性も大きい。

法人の未収金及び未払金、仮払金及び仮受金の残高を正しく表示するため、公益会計基準の注解どおりに、上記のように内部取引消去欄において相殺消去すべきである。

19. 固定資産の計上基準

会計規程によれば、固定資産の計上基準は 10 万円以上の支出となっているが、実際は下記の取得資産については、10 万円以上 20 万円未満であるが費用処理されており、税務申告書において「一括償却資産」として申告調整だけがなされている。

平成 25 年度該当資産	木製テーブルセット (177, 100 円) 林業公社からの移動書架一式 (164, 488 円)
平成 24 年度該当資産	電子野帳接続ソフト (147, 000 円) 大判プリンター (199, 500 円)
平成 23 年度該当資産	光波距離計 2 台 (286, 860 円)

【指摘事項 13】

会計規程には、固定資産の計上基準は、10 万円以上の支出となっているが、実際には 10 万円以上 20 万円未満の取得資産が費用処理されており、規程に定める事項が遵守されていない。

よって、会計規程に従って 10 万円以上の支出については、固定資産を計上するか、または固定資産の計上を実際の会計処理に合わせて 20 万円以上とするように規程を改定すべきである。

20. 固定資産の管理

固定資産は、法人の業務遂行上長期にわたって使用する資産であり、時の経過とともに当初期待された機能が低下する可能性や現品の移動などにより所在が不明確となる可能性が生じる。

そのような場合に、機能低下により使用不可能な資産が未だ会計帳簿上は計上されていたり、あるいは現物はもう既に処分して存在しないが、会計帳簿上は計上されているといった会計帳簿と現物資産がかい離する恐れがある。

そのようなリスクに対応し固定資産の現物管理を適切に行うため、固定資産台帳の整備を行うとともに、固定資産台帳と同じ資産番号を付した管理用のプレートに固定資産の現物に添付する必要がある。

【指摘事項 14】

群馬県森林・緑整備基金が所有する備品等は、法人全体では 3 1 1 個と非常に数が多いが、管理プレート等の現物管理が行われていないため、備品等を処分した場合に対応する固定資産台帳上の該当資産が処分されないといった適切な固定資産管理が行われない懸念がある。

よって、現物資産に管理プレートを付し、適正な現物管理を行える仕組みを整理すべきである。

21. 役員報酬の会計区分への配賦

平成 25 年度決算書では、理事長の役員報酬の会計区分への配賦において、実施事業への按分が 20%、その他の事業への按分が 30%、法人会計への按分が 50%であった。また、同様に常務理事の役員報酬の会計区分への配賦において、実施事業への按分が 40%、その他の事業への按分が 30%、法人会計への按分が 30%であった。

職員については、日報などにより各事業への従事割合を算出しているが、役員については「従事割合」を算出しておらず、上記会計区分への配賦は、根拠のない目安で行っており、その按分の根拠が不明確となっている。

なお、行政庁に提出した平成 25 年度 4 月 1 日を移行日とする「移行認可申請書」においては、役員報酬の各事業区分への配賦基準を「従事割合」としたうえで、理事長の役員報酬は、実施事業へ 23.4%、その他の事業へ 53.1%、法人会計へ 23.4%を按分しており、また、常務理事の役員報酬は、実施事業へ 30.4%、その他の事業へ 51.8%、法人会計へ 17.9%を按分している。

内閣府で公表する「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問 (FAQ)」において、移行法人（一般社団・財団法人）が作成すべき計算書類の留意点として、「法人全体の事業費と管理費に関連する費用は適正な基準（下記の表参照）によりそれぞれに配賦しなければならない、実施事業とその他事業に関連する事業費も同様に配賦しなければならない」としている。

現在の役員報酬の会計区分への配賦は、下記のとおり「従事割合」で配賦しているが、当該従事割合の根拠が不明確となっている。

さらに、関連費用額の配賦について、認定規則第 19 条において「配賦することが困難な費用額については、当該費用額が公益実施費用額と収益等実施費用額とに関連する費用額である場合にあっては収益等実施費用額とし、当該費用額が公益実施費用額又は収益等実施費用額と管理運営費用額とし関連する費用額である場合によっては管理運営費用額とすることができる。」としている。

なお、管理運営費用額（管理費）の例示として、「総会・評議員会・理事会の開催運営費、登記費用、理事・評議員・監事報酬、会計監査人監査報酬」が公益認定等ガイドラインに記載されている。

配賦基準

適用される共通費用

建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等
職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等
従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等
使用割合	備品減価償却費、コンピューターリース代等

【指摘事項 15】

現在の理事報酬の配賦基準としては、「従事割合」を用いているが、「従事割合」の実績の根拠が明らかとなっておらず、形式的な配賦基準を設けるだけとなっている。よって、理事報酬の配賦基準の具体的な根拠を整理しておくべきである。

また、理事報酬額の配賦が困難である場合は、認定規則に従い、配賦は行わずに管理運営費用額すなわち法人会計に全額計上することが求められると考えられる。なお、適用される理事報酬は配賦基準の例示として「従事割合」が妥当であるとされている。

22. 退職給付引当金の不足

財務諸表の注記における退職給付引当金の計上基準は、「期末要支給額を計上している。」とされており、平成 25 年度では、退職給付引当金残高は 202,775,837 円となっている。なお、厳密には「自己都合による退職の場合の要支給額」となっている。

しかし、全員定年退職した場合（会社都合）を想定した際の平成 25 年度末現在での退職金残高は、238,925,578 円であり、不足額は 36,149,741 円である。

退職金の支給対象者 16 名のうち、5 年以内に定年退職を迎える職員が 8 名であり、平成 26 年 3 月末現在の会社都合の要支給額に対する不足額は 18,729,443 円となっている。

よって近い将来、大きな支出の発生可能性が高いことを鑑みると、自己都合による退職の場合の要支給額のみでは積立額が大きく不足している状況である。

【意見 49】

5 年以内に 8 名の職員が定年退職を迎え、会社都合による退職金が発生することを考慮すると、自己都合要支給額より積み立てられた退職給付引当金では、平成 26 年 3 月末時点で 18,729,443 円の不足が発生しており、当該不足額は支払時点での負担となる。

よって、例えば職員が 5 年後に定年を迎えることになった時点から、会社都合と自己都合の要支給額の差額を 5 年間で積み立てる方法等の差額の負担を一定期間で按分する方法も考えられる。

23. 賞与引当金の設定

現在、賞与が年3回（6月、12月期末・勤勉手当、3月期末手当）支給されており、平成25年度の賞与支給額合計は26,597,017円（嘱託分を含み役員分を含まない）である。

内訳は次のとおりである。

- ・6月支給額 7,639,642円（支給対象期間12月2日～6月1日）
- ・年末、勤勉手当支給額 15,199,476円（支給対象期間6月2日～12月1日）
- ・期末手当支給額 3,757,899円（理事長が別途定める額）

上記賞与は、支給時期に一時の費用として処理されている。

6月支給額のうち支給対象期間が12月2日から3月31日までの賞与については、3月末までの会計期間までに賞与引当金として計上すべきであるが、計上されていない。月次ベースでの引当金の必要計上額は概算額でおよそ2,000千円になり、金額的にも重要性があると考えられる。一時の費用とすることは、適正な期間計算が図られない可能性があるため、賞与引当金の設定が望ましい。

【意見 50】

費用と収益の期間対応の適正化を図るため、また、会計基準に則した処理を行うためにも、今後は継続的に賞与引当金を計上することが求められると考える。なお、会計規程第44条の重要な会計方針においても、(4)引当金の計上基準アでは、「賞与引当金は、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上することができる。」と定めている。

24. 理事報酬の支給方法

現在、常勤の理事報酬については、月次の報酬のほかに、年2回（6月、12月年末・勤勉手当）賞与が支給されており、職員の給与及び賞与の支給に類似した方法となっている。

このうち収益事業に配賦される理事報酬のうち、税務上、損金不算入となる定期同額以外の報酬額（年2回 6月、12月に支払われる分）については、税務申告上で課税所得へ加算処理されている。

【意見 51】

一般的に役員報酬は、役員と法人との委任契約により職務執行の対価として得るべき性質のものであり、一般の職員が労働の対価として給与を得るものとは性質を異にするものであることから、支払方法が同一である必要はない。

支払方法が同一であるために、税務上、役員報酬のうち賞与について、損金に算入されず加算されており、その分だけ課税負担が生じている。

役員報酬のうち賞与についても、税務上の課税負担の追加を生じさせないようにする必要がある。例えば、月次の報酬に含めて月割りで同額支給することが考えられる。